

札幌保健医療大学保健医療学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学学則（以下「学則」という。）第15条の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法などに関して必要な事項を定めるものとする。

(科目及び単位数)

第2条 保健医療学部（以下「本学部」という。）における科目は、「基礎教育科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」とする。それぞれの科目の単位数、必修・選択科目については、学則別表1から別表4のとおりとする。

(卒業に必要な単位数)

第3条 本学部において卒業に必要な単位数は、次表のとおりとする。

(1) 看護学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	15 単位	9 単位以上
専門基礎科目	24 単位	3 単位以上
専門科目	73 単位	5 単位以上 ※選択必修 1 単位含む
卒業に必要な単位数	112 単位	17 単位以上

(2) 栄養学科

科目区分	必修単位	選択単位
基礎教育科目	17 単位	9 単位以上
専門基礎科目	40 単位	4 単位以上
専門科目	49 単位	7 単位以上 ※選択必修 1 単位含む
卒業に必要な単位数	106 単位	20 単位以上

2 養護教諭一種免許状取得に必要なとなる学則別表3に掲げる単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

3 栄養教諭一種免許状取得に必要なとなる学則別表4に掲げる科目の単位数は、卒業に必要な単位数には含まないものとする。

(授業期間)

第4条 毎学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週以上とする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらを併用して行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

(履修登録の方法及び登録時期)

第6条 履修する科目は、指定された期間に所定の様式にて履修登録をしなければならない。

2 後期のみの授業科目についても、原則として、学年初めの指定された期間に登録するものとする。

3 前項に関わらず、次の者については、後期の指定された期間に履修登録することができる。

- (1) 前期に休学し、後期に復学する者
- (2) 学則第 31 条により留学した者で、後期に本学における履修を再開する者
- (3) 前期末で卒業を目指した者が、学則第 37 条の規定を満たすことができず、後期に履修する者

4 履修登録の訂正は、各期確認訂正期間に限り認めるものとする。

(休学及び退学による履修登録の取扱い)

第 7 条 履修登録後の各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

(科目の履修制限)

第 8 条 次に該当する場合、その科目の履修を認めない。

- (1) 既に単位を修得した科目
- (2) 授業時間が重複する科目
- (3) 休学中の場合
- (4) 在籍する学年より上級学年に担当されている科目
- (5) 学費未納の場合

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 学則第 17 条第 2 項の規定に基づく卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を看護学科は 45 単位、栄養学科は 48 単位とする。ただし、編入学をした者については、この限りではない。

2 養護教諭一種免許状取得に必要となる学則別表 3 に掲げる科目の単位数は、前項の履修登録単位数の上限、看護学科 45 単位に含まないものとする。

3 栄養教諭一種免許状取得に必要となる学則別表 4 に掲げる科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

4 再履修する科目の単位数は、第 1 項の履修登録単位数の上限、看護学科の 45 単位、栄養学科の 48 単位には含まないものとする。

(公欠の取扱い)

第 10 条 公欠とは、本学が認める事由によりやむを得ず授業を欠席した場合で、かつ必要な手続を行った者について「欠席扱いとしない」取扱いをいう。

2 公欠扱いを許可された授業については、授業実施時間数から公欠時間数を除くものとし、出席を必要とする時間に含めない。

3 公欠扱いを許可された授業については、補講等の配慮を受けることができる。

4 公欠扱いを許可する回数は、各授業につき、授業実施時間数の 5 分の 1 までを原則とする。

5 公欠に該当する事由が重複し、許可する回数を超えた場合は教務委員会で審議し、公欠に係る補講等の受講後、当該科目の単位認定に必要な出席時間数に算入することができる。

(公欠の事由及び期間等)

第 11 条 前条規定の公欠が適用される事由は、次の各号とする。

- (1) 災害、公共交通機関等の障害・遅延
- (2) 親族の忌引き
- (3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患又は感染のおそれによる出席停止
- (4) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合
- (5) 大学を代表して参加する課外活動等で学長が必要と認めた場合
- (6) 大学の教育研究活動（通学、正課授業、学内行事、課外活動など）における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害（ケガ）を被り、授業出席が困難な場合

(7) その他教務委員会が必要と認めた場合

2 前項各号に該当する場合、学生は公欠届により届け出るものとし、公欠の期間及び手続等については、別表1のとおりとする。

(天候による休講措置)

第12条 天候による非常事態に伴う学生の休講措置の条件については、別に定める。

(先修条件)

第13条 履修に必要な条件として、あらかじめ単位を修得しておかなければならない科目を別に定める。

(試験)

第14条 履修した科目については、試験を行う。試験の詳細は、札幌保健医療大学試験規程に定める。

2 次の各号の一つに該当する者は、受験資格を有しないため、「失格」の取扱いとする。

(1) 授業料その他納付金が未納の者

(2) 授業出席時間数が、その授業実施時間数の3分の2未満の者

(成績評語)

第15条 単位は、学則第25条に基づいて授与され、その成績評語は「秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)」の5種をもって表示するものとする。

2 失格科目は「失格(P)」、単位認定科目は「認定(N)」、評定不能科目は「評定不能(W)」と表示するものとする。

(進級要件)

第16条 進級要件は、別に定める。

(看護師国家試験受験資格の取得)

第17条 看護師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、看護学科の課程を履修し、卒業に必要な単位(129単位)を取得しなければならない。

(保健師国家試験受験資格の取得)

第18条 第18条 保健師の国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数の他に、公衆衛生看護学履修生のみが履修できる全ての授業科目(「健康政策論Ⅰ」「健康政策論Ⅱ」「保健統計学Ⅱ」「公衆衛生看護支援論Ⅰ」「公衆衛生看護支援論Ⅱ」「公衆衛生看護対象論Ⅰ」「公衆衛生看護対象論Ⅱ」「公衆衛生看護展開論」「公衆衛生看護管理論」「公衆衛生看護実習Ⅰ」「公衆衛生看護実習Ⅱ」「公衆衛生看護実習Ⅲ)を取得すること。なお、専門基礎科目及び専門科目の選択科目のうち、「疫学」「保健医療福祉行政論」「公衆衛生看護学概論」を修得し、合計148単位以上を修得しなければならない。

2 保健師国家試験受験資格取得に必要な科目を履修する者は、別に定める公衆衛生看護学履修希望者申請要領に基づき教務委員会で決定する。

(看護学科保健師選択コースの履修登録)

第19条 看護学科保健師選択コースを履修する者は、前条第1項に定める授業科目を履修登録しなければならない。

(看護学科保健師選択コースの履修費等)

第20条 看護学科保健師選択コースを履修する者は、学則別表6②に定める看護学科保健師選択コース履修費を所定の期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める費用を所定の期限までに納付しない場合は、看護学科保健師選択コースを履修できない。

3 履修登録後における既納の保健師選択コース履修費の返還は行わない。

(養護教諭二種免許状の取得)

第21条 養護教諭二種免許状を取得しようとする者は、保健師国家試験に合格し、保健師免許を

取得していなければならない。

2 保健師国家試験受験資格に必要な科目のほかに養護教諭免許取得の申請に必要な科目のすべて（「法と人権」「スポーツ科学と運動」「スポーツ理論」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「情報処理」「情報リテラシー」）を修得していなければならない。

（栄養士の取得）

第22条 栄養士の資格を取得しようとする者は、本学が別表1に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

（管理栄養士国家試験受験資格の取得）

第23条 管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、本学が別表2に定めた所定の科目について、必要な単位を修得しなければならない。

（栄養教諭一種免許状の取得）

第24条 栄養教諭一種免許状の取得に関する規程は別に定める。

（食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格の取得）

第25条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を取得しようとする者は、学則の定める栄養学科の卒業に必要な科目の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める単位の中には「有機化学」の2単位を含まなければならない。

（養護教諭一種免許状の取得）

第26条 養護教諭一種免許状の取得に関する規程は別に定める。

（単位認定の時期）

第27条 単位認定の時期は各開講学期末とする。したがって、単位認定の時期に在学していない者の単位認定は行わない。

2 各学期途中で休学又は退学した場合は、その開講学期に履修登録したすべての科目を評定不能の取扱いとする。

（卒業の認定）

第28条 学則第37条の規定に基づき、大学に4年以上在学し、所定の科目を履修し、看護学科においては129単位以上、栄養学科においては126単位以上を修得した者については、教授会を経て、学長が卒業を認定する。

2 学生の卒業時期は、学期末あるいは学年末とする。

（補則）

第29条 この規程に定めるほか、履修に関して必要な事項は、教授会を経て学長が別に定める。

（改廃）

第30条 この規程の改廃は、教授会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 2021 年 3 月 31 日以前に入学した学生の第 3 条第 1 項第 2 号、第 9 条第 1 項、同条第 3 項、同条第 4 項、第 19 条、第 20 条及び第 24 条については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

2 2022 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2024 年 7 月 1 日から施行する。

2 ただし、第 10 条（公欠の取扱い）及び第 11 条（公欠の事由及び期間等）の規定については、事由により教務委員会が判断し、2024 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

2 ただし、第 20 条の規定については、2025 年 4 月入学生から適用する。

別表 1 (第 11 条関連)

公欠事由	公欠届提出期限	必要書類等	許可期間
(1) 災害、公共交通機関等の障害・遅延	【授業】 事由発生後 5 日以内 【試験】 指定された日時まで	・被災(罹災)証明書 ・事故証明書 ・遅延証明書	当該日のみ
(2) 親族の忌引き	公欠事由該当期間終了後 1 週間以内	・会葬礼状等、事実が確認できる書類	・一親等・配偶者：連続 7 日以内 ・二親等：連続 3 日以内 (いずれも休日を含む)
(3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症(別記)に罹患又は感染のおそれによる出席停止		・医師の診断書等	学校保健安全法施行規則第 19 条による出席停止期間の基準(別記)のとおり 医師の診断書等により出席停止を必要とされた期間
(4) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合	公欠事由該当期間開始日の一週間前まで	・裁判所が発行する証明書	当該期間
(5) 大学を代表して参加する課外活動等、学長が必要と認めた場合	提出可能となった時点で速やかに提出	本学が指示する書類 ・活動・大会等要項、日程表等 ・各種団体等の参加・出場要請書等	課外活動等に参加・出場する期間(遠方の場合は必要移動日を含む)
(6) 大学の教育研究活動(正課授業、学内行事)における急激かつ偶然な外来の事故で、身体に傷害(ケガ)を被り、授業出席が困難な場合。		・医師の診断書	医師の診断書により必要とされた期間に限る。
(7) その他教務委員会が必要と認めた場合	公欠事由該当期間開始日の一週間前まで	本学が指示する書類	当該期間

表(3) 学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症及び同法施行規則第 19 条による出席停止期間の基準は別記のとおり

別記（別表1（3）学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症及び施行規則第19条による出席停止期間の基準）

種別	感染症	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるものに限る）、 中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるものに限る）、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで *左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

*その他の感染症

流行状況等により、第三種の感染症として扱う場合もある。